

令和7年5月22日

総務部長 武富 将志
(契約監理課取扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、5月22日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

指名停止業者名（本社所在地）	指名停止期間
有限会社総合厨房 （佐賀市鍋島町大字八戸溝248-9-807）	令和7年5月23日 ～令和7年7月22日 （2か月）

2 理由

前記事業者は、令和7年5月16日に佐賀市が行ったガス回転釜2台の指名競争入札において、落札したにもかかわらず契約締結を辞退した。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する。